

「今後の水環境保全に関する検討会」設置要領

1. 目的

我が国では、いわゆる旧水質二法（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律）が施行されてから半世紀が過ぎ、かつての激甚な水質汚濁は改善されてきたが、閉鎖性水域においては必ずしも水質の改善が十分ではなく、また、多様な有害物質による土壤や地下水の汚染等の懸念が生じているなど、環境保全上の目標やリスク管理の在り方を含め、新たな施策の展開が求められている。

一方、地球温暖化に伴う気候変動が、降雨量や水生生物の生息環境に変化をもたらすことが懸念されるなど、21世紀において、水環境問題は地域の汚染問題から地球的規模の問題に至るまで幅広い観点から検討することが必要である。

このような状況を踏まえ、今後の水環境保全のあり方を検討するため、「今後の水環境保全に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、法律制度や水環境に関する学識経験者、事業者、地方公共団体職員等の関係者で、水・大気環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に關係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 水環境保全の現状と課題について
- (2) 今後の水環境保全のあり方について

4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。

5. 事務局

検討会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。